日本信号株式会社

団体ゴルファー保険のご案内

＜正式名称：ゴルファー賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険＞
（ホールインワン・アルバトロス費用補償特約セット）※A、B、AK、BKプランを除きます。

退職後もご加入いただけます！
団体割引10%適用！

加入申込票 提出締切日 ： 2026年4月10日（金）必着

保険期間（ご契約期間）：2026年6月11日 午後4時から 1年間

保険期間の中途でのご加入も受付しています。

【 ご加入要領 】

加入対象者

日本信号グループ役員・従業員・退職者

被保険者
（補償の対象となる方）

下記①、②の中からお選びいただいた方となります。
①役員・従業員・退職者ご本人
②ご本人の配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹、同居の親族
ゴルファー賠償責任保険金については、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

お申込方法

■同プランで継続の場合
特にお申し出のない場合は前年同プランにて自動継続とさせていただきます。
■新規加入・内容変更・脱退の場合
日信興産株式会社へ2026年4月3日（金）までにご連絡ください。
（お手続きに必要な書類をご案内します。）

保険料払込方法

■役員・従業員
2026年8月分給与にて控除させていただきます。
■退職者
指定口座に2026年4月3日（金）までにお振込みいただきます。

団体ゴルファー保険の補償内容

入っておけばよかった…と思うその前に！　ゴルフ場や練習場でのトラブルをカバーします！

●損害賠償責任　国内外問わず

（ゴルファー賠償責任保険特約）

ゴルフの競技中、練習中、指導中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に、その損害に対して保険金をお支払いします。（示談交渉サービス（ ＊ ）付き）

ゴルフ場等責任者発行の事故証明書が必要です。（詳細は「重要事項のご説明」にてご確認ください。）

（＊） 示談交渉サービス

日本国内において発生したゴルファー賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について、被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引き受けいたします。なお、次のいずれかの場合は引受保険会社による示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。

・1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額がゴルファー賠償責任保険特約で定める保険金額を明らかに超える場合
・相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
・被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

※話合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

●ご自身の傷害（ケガ）　国内外問わず

（ゴルファー傷害補償特約）

ゴルフ場（練習場含む）敷地内にて、ゴルフの競技中、練習中、指導中に急激かつ偶然な外来の事故によってケガをした場合に、保険金をお支払いします。

ゴルフ場等責任者発行の事故証明書が必要です。（詳細は「重要事項のご説明」にてご確認ください。）

●ゴルフ用品損害　国内外問わず

（ゴルフ用品補償特約）

ゴルフ場（練習場含む）敷地内における、ゴルフ用品の盗難、クラブの破損、曲損事故※を補償します。

保険期間を通じ、ゴルフ用品保険金額を限度とします。

※破損・曲損については、ゴルフクラブのみ対象となります。その他のゴルフ用品については対象となりませんのでご注意ください。また、ゴルフボールの盗難は、他のゴルフ用品と同時に発生した場合に限ります。

ゴルフ場等責任者発行の事故証明書が必要です。（詳細は「重要事項のご説明」にてご確認ください。）

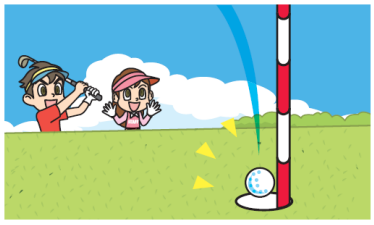

●ホールインワン・アルバトロス費用　国内のみ

（ホールインワン･アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用））

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し、費用を負担した場合、保険金をお支払いします。（実費）

ゴルフ場責任者発行の事故証明書等が必要です。（詳細は「重要事項のご説明」にてご確認ください。）

キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、原則として、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。ただし、同伴競技者以外の第三者の目撃（注）がある場合またはホールインワン等の達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合にかぎり、保険金をお支払いします。

（注）同伴競技者以外の第三者とは、具体的には次の方をいいます。
同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ワン･オン･イベント業者、ゴルフ場で工事中の造園業者、先行･後続組のプレーヤー、ゴルフ場内の売店運営業者　など
また、目撃とは、打ったボールがホールにカップインしたことをその場で確認することをいいます。
（達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません。）

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、最終ページに掲載の二次元コードまたはURLより「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

保険金額（ご契約金額）と保険料

■傷害入院保険金支払対象期間180日・支払限度日数180日・免責期間0日
■傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数 90日・免責期間0日

プラン	A	B	C	D	E	G	H
ゴルファー賠償責任保険金額 （免責金額0円）	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	1億円	1億円
傷害死亡 ・後遺障害保険金額	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	500万円	500万円
傷害入院保険金日額	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	3,000円	3,000円
傷害通院保険金日額	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	3,000円	3,000円
ゴルフ用品保険金額	10万円	20万円	10万円	20万円	10万円	30万円	30万円
ホールインワン・アルバトロス 費用保険金額	—	—	30万円	30万円	50万円	50万円	70万円
年間保険料（一時払） （１名あたり）	1,830円	2,480円	5,640円	6,290円	8,180円	9,890円	12,420円

プラン	AK	BK	CK	DK	EK
ゴルファー賠償責任保険金額 （免責金額0円）	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円
傷害死亡 ・後遺障害保険金額	150万円	150万円	150万円	150万円	150万円
傷害入院保険金日額	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
傷害通院保険金日額	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
ゴルフ用品保険金額	5万円	10万円	5万円	10万円	5万円
ホールインワン・アルバトロス 費用保険金額	—	—	15万円	15万円	25万円
年間保険料（一時払） （１名あたり）	1,130円	1,460円	3,040円	3,370円	4,310円

記載の保険料は、被保険者数100名以上500名未満(団体割引10%適用)にて算出しております。
傷害手術保険金対象外特約をすべてのプランにセットしています。

ご注意
- ゴルフには、ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等のゴルフに類似のスポーツは含みません。
- ゴルフ場とは、ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、名目を問わず、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
- ゴルフ場敷地内とは、ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊のために使用される部分を除きます。

「重要事項のご説明」・「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」

「重要事項のご説明」・「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」については下記二次元コードまたはURLよりご確認ください。確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

重要事項のご説明
GN24-300785
https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_j_GN24-300785.pdf

お支払いする保険金および費用保険金のご説明
GN24-300660
https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_h_GN24-300660.pdf

万一、事故が起こった場合のお手続き

■事故が起こった場合、遅滞なく(ゴルファー傷害補償特約をセットした契約でケガに関する事故が発生した場合は30日以内に)取扱代理店 または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

※ゴルファー賠償責任保険特約では、法律上の損害賠償責任が発生しないにもかかわらず、被害者に支払われたお見舞金は保険金のお支払い対象とはなりません。

事故が起こった場合は遅滞なく取扱代理店または下記までご連絡ください。
あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター
受付時間:24時間365日
IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。
＊おかけ間違いにご注意ください。

0120- 985-024(無料)

ご注意

■このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明　契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

■この保険は日本信号株式会社を保険契約者とし、日本信号グループ役員・従業員・退職者を加入者とするゴルファー賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険の団体契約です。

■この保険の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」および保険証券は保険契約者(日本信号株式会社)に交付されます。

■お申込みの際は、加入申込票に記載されている各項目(年令・他の保険契約等の有無など)について正しくご記入ください。

■他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。申込人または被保険者の故意や重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、保険契約が解除されることがありますのでご注意ください。

■ご加入時にすでに被っているケガは、告知の有無にかかわらず、保険金お支払いの対象とはなりません。また、加入申込票記載事項(年令・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

■ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満80才まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。
この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。
(ご注意)保険金請求事故が多発した場合などについては、ご継続を中止させていただくことがあります。

■重複契約に関する注意事項
①賠償損害、用品の損害、ホールインワン・アルバトロス費用については、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。
補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
※複数あるご契約のうち、これらの特約を１つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。
②ホールインワン・アルバトロス費用については、この費用を補償する他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)に複数加入されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。
それぞれの保険契約等から重複して保険金はお支払いできませんので、ご注意ください。

ご加入についてのお問合わせ

【取扱代理店】
日信興産株式会社

■ 本社・支社・支店・営業所・下記以外の関連会社・左記の退職者の皆さま
本店(担当:山宮・森尻・金子) 〒346-8524 久喜市江面字大谷1836-1 日本信号㈱久喜事業所内
Tel 0480-53-7615 Fax 0480-53-9951 E-mail:kousan-y@signal.co.jp

■ 久喜事業所・上尾工場・久喜区域関連会社・日信工業・栃木日信・左記の退職者の皆さま
本店(担当:平・中澤) 〒346-8524 久喜市江面字大谷1836-1 日本信号㈱久喜事業所内
Tel 0480-28-3037 Fax 0480-53-9951 E-mail:kousan-y@signal.co.jp

■ 宇都宮事業所・宇都宮区域関連会社・山形日信電子・日信岡部二光・左記の退職者の皆さま
宇都宮支店(担当:蟻坂・能村・橋本) 〒321-0905 宇都宮市平出工業団地11-2 日本信号㈱宇都宮事業所内
Tel 028-660-3234 Fax 028-660-3158 E-mail:kousan-u@signal.co.jp

【引受保険会社】
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
東京企業営業第二部営業第一課 担当:武富・福田
〒110-0062 東京都千代田区神田駿河台4-6 Tel 050-3460-1058 Fax 03-6748-7845

(2026年1月承認) A25-103014